

外国企業に係る中国意匠権侵害紛争の上訴案件分析



中国弁理士 張 曉川*

要 約

中国国家知識産権局の「専利統計年報 2016」によると、2016年に受理された全国の案件の中に、発明専利権に係る権利侵害紛争案件 2192 件、実用新案専利権に係る権利侵害紛争案件 7382 件、中国意匠権に係る権利侵害紛争案件 10777 件がある。2016年に既済された案件は、19682 件であり、中では、調停による既済案件は、12788 件で、取下げ案件は、6232 であった。従って、判決によって、既済となった案件の比率は、比較的に低い。しかも、これらの判決の中、外国企業に係る中国意匠権侵害紛争案件の裁判結果は、どうだろうか。本稿は、中国裁判文書網及び Open Law に記載された代表的な 40 件⁽¹⁾の最高人民法院に審理された外国企業に係る中国意匠権侵害案件の判決を対象として、分析を行った。

目次

1. 案件の全体状況
2. 企業の国別分析
3. 侵害製品分析
4. 権利者の勝訴率分析

5. 賠償額分析
6. まとめ

1. 案件の全体状況

これらの案件の基本状況は、下表のとおりである。

	判決書	権利者	被告	係る専利権	一審判決の勝訴側	二審/最高裁判決の勝訴側
1	(2013)滬高民(知)終字第 51 号	AMAD 曼奈柯斯控股有限責任両合公司	上海邁馳電気有限公司	CN200530125567.3	権利者	権利者
2	(2013)滬高民三(知)終字第 97 号	泰克納表示器有限公司	上海一勝百展示器材有限公司	CN200730006801.X	権利者	権利者
3	(2014)粵高法民三終字第 344 号	紐珀有限公司	開平市同新五金衛浴有限公司	CN200530139546	権利者	権利者
4	(2014)粵高法民三終字第 169 号	科勒公司	佛山市順德區邁森五金製品有限公司	CN200430046591.3	権利者	権利者
5	(2014)粵高法民三終字第 23 号	科勒公司	広東桜奥厨具有限公司	CN200430046591.3	権利者	権利者
6	(2014)浙知終字第 3 号	紐珀有限公司	奉化市山河水暖器材厂	CN200630148770.7	権利者	権利者
7	(2014)民三終字第 8 号	本田技研工業株式会社	石家庄双環自動車股ふん有限公司	CN01319523.9	被疑侵害者	被疑侵害者
8	(2014)豫法知民終字第 5 号	株式会社普利司通	建新ゴム(福建)有限公司	CN01322086.1	被疑侵害者	権利者
9	(2014)粵高法民三終字第 309 号	斯托克股ふん有限公司	佛山市可達日用製品有限公司	CN200330126965.8	権利者	権利者
10	(2015)蘇知民終字第 00027 号	IRO 有限公司	無錫洛杰紡織機電製造有限公司	CN200630315862.X	権利者	権利者
11	(2015)粵高法民三終字第 654 号	百奇公司	広州市花都區輝科灯光設備厂	CN201130039967.8	権利者	権利者
12	(2015)粵高法民三終字第 227 号	瑪田音響有限公司	広州市嘉美量声音響設備有限公司	CN200730147301.8	権利者	権利者
13	(2015)民提字第 23 号	高儀股ふん公司	浙江健龍衛浴有限公司	CN200930193487.X	被疑侵害者	被疑侵害者

* 北京康信知識産権代理有限公司

	判決書	権利者	被告	係る専利権	一審判決の勝訴側	二審/最高裁判決の勝訴側
14	(2015)滬高民三(知)終字第79号	三菱重工業株式会社	山東華盛中天機械集団股ふん有限公司	CN200530166927.4	権利者	権利者
15	(2015)吉民三知終字第82号	株式会社普利司通	三角タイヤ股ふん有限公司	CN200830129912.4	権利者	権利者
16	(2015)渝高法民終字第00519号	本田技研工業株式会社	重慶宗申集團輸出入公司	CN200730154440.3	権利者	権利者
17	(2015)粵高法民三終字第401号	伊萊克斯公司	蘇州愛普電器有限公司	CN200830211251.X	権利者	権利者
18	(2015)浙知終字第280号	卡布公司	安吉瑞豐海綿製品有限公司	CN201030163421.9	被疑侵害者	被疑侵害者
19	(2016)粵民終1223号	傲勝國際有限公司	浙江恒林椅業股ふん有限公司	CN201230083951.1	被疑侵害者	被疑侵害者
20	(2016)浙民終895号	因勒瑞典股ふん有限公司	瑞安市奔泰自動車部件有限公司	CN200730352276.7	権利者	権利者
21	(2016)浙民終931号	阿尔弗雷德・凱馳兩合公司	台州市邦馳機械有限公司	CN201230310348.2	権利者	権利者
22	(2016)粵民終1204号	弓箭國際	濰坊信宏新能源科技有限公司	CN200530017154.3	権利者	権利者
23	(2016)京民終245号	松下電器産業株式会社	珠海金稻電器有限公司	CN201130151611.3	権利者	権利者
24	(2016)皖民終323号	弓箭國際	安徽康泰玻業科技有限公司	CN201030648402.5	権利者	権利者
25	(2016)粵民終4号	斯沃琪有限公司	江门市聖猿猴時實業有限公司	CN201030153743.5	権利者	権利者
26	(2016)粵民終257号	貝親株式会社	シンセン市興德宝塑胶製品有限公司	CN201030120029.6	被疑侵害者	被疑侵害者
27	(2016)粵民終1065号	株式会社中西	広州从化生華実業有限公司	CN200730006841.4	権利者	権利者
28	(2016)粵民終1222号	新秀麗IP控股有限責任公司	東莞市吉米旅遊用品有限公司	CN200830123301.9	権利者	権利者
29	(2016)粵民終1236号	弓箭國際	長沙市昊成貿易有限公司	CN200530017152.4	権利者	権利者
30	(2016)浙民終37号	達特工業股ふん有限公司	温州英杰工藝品有限公司	CN200930235754.5	権利者	権利者
31	(2017)魯民終636号	艾默生電氣公司	濰坊百適精密機械制造有限公司	CN200630014273.8	権利者	権利者
32	(2017)粵民終2019号	思博特有限公司	東莞市葉芬電子科技有限公司	CN201230523167.8	権利者	権利者
33	(2017)閩民終1079号	克里斯提・魯布托	福建艾尚化粧品有限公司	CN201430484638.8	権利者	権利者
34	(2017)浙民終432号	努伊特里克公開發股ふん有限公司	寧波海曙区西尚電子有限公司	CN201130023190.6	権利者	権利者
35	(2017)粵民終359号	西門子股ふん公司	アモイ國際照明電器有限公司	CN201230010356.5	権利者	権利者
36	(2017)粵民終1877号	株式会社MTG	シンセン市瑞吉思思科技有限公司	CN201130162283.7	権利者	権利者
37	(2017)蘇民終1470号	IRO 有限公司	無錫春祥機電科技有限公司	CN200730287833.1	権利者	権利者
38	(2017)粵民終179号	株式会社MTG	広州市白雲区聖潔美美容儀器厂	CN201130162283.7	権利者	権利者
39	(2017)粵民終2194号	達特工業股ふん有限公司	揭陽市榕城区東昇明信日用塑料製品厂	CN201230045589.9	権利者	権利者
40	(2017)浙民終770号	BTSR 國際股ふん公司	新昌鼎維軟電子科技有限公司	CN200730299988.7	権利者	権利者

2. 企業の国別分析

業の国別を示しているものである。

上記判決を分析すると、一審において、原告は、殆ど外国企業の中国意匠権の権利者/独占ライセンスであり、被告は、中国国内企業であるが、二審において、上訴人は、大体国内企業である。図1は、外国企

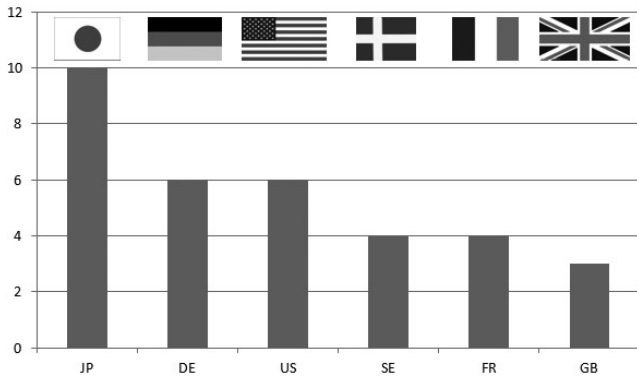


図1 外国企業の国別

図1から分かるように、訴訟に係る意匠権利者（外国企業）には、KOHLER, Emerson, Siemens, パナソニックなどの著名企業があり、その国別は、例えば、日本、ドイツ、アメリカなどの先進国である。

3. 侵害製品分析

訴訟に係る中国意匠権のロカルノ分類番号に基づいて、権利侵害の多い製品分野を分析する。図2から分かるように、磁器、ガラス類の製品分野において、権利侵害訴訟が比較的多くて、衛生装置、特にシャワー用品、清浄用品、配電及び制御、美容設備などの製品分野においても、中国意匠権に係る侵害行為が発生しやすい。

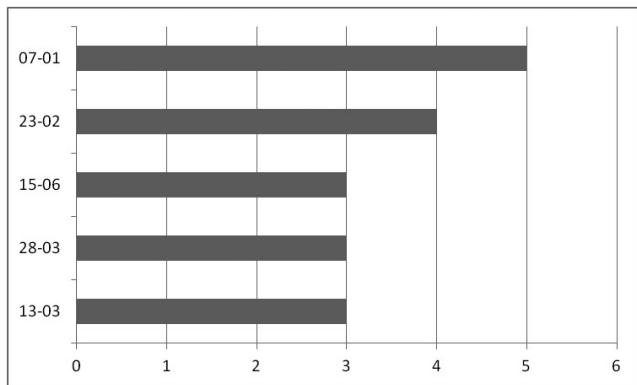


図2 訴訟に係る中国意匠権のロカルノ分類番号

4. 権利者の勝訴率分析

人民法院は、一審において、審理を経て被疑侵害製品が専利製品と同一又は類似であり、被疑侵害製品が専利権の保護範囲に入っていると認定する場合、権利者勝訴となる。権利者は、十分な証拠を挙げて、口頭審理段階で充実した理由を述べれば、法官に支持される可能性が比較的に高い。図3は、一審、二審における権利者の勝訴率を示しているものであり、図3からわかるように、意匠権利者の勝訴率は、本当に高いのである。

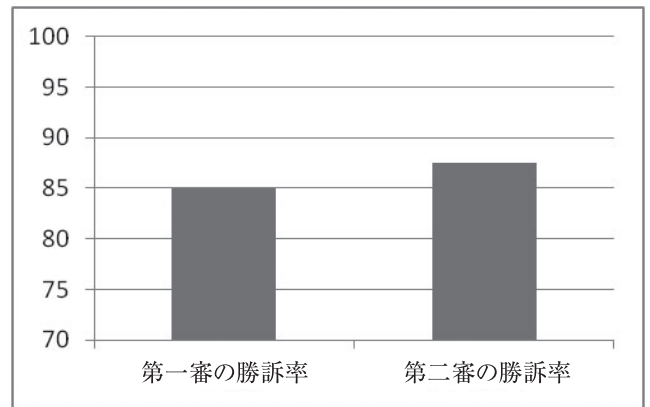


図3 権利者の勝訴率

被疑侵害者又は権利者は一審判決に対して不服があり、上訴した案件について、高級人民法院の二審手続を経て、大部分は一審判決を維持する結果となった。被疑侵害製品が専利権の保護範囲に入っているか否かに関する一審判決の認定は、高級人民法院（二審法院）及び最高人民法院に認められる可能性が比較的に高い。

上訴人は、通常、被疑侵害者であることが多い。その上訴理由は、主に、以下のとおりである。即ち、一審法院の権利侵害判断過程又は方法には誤りがあること又は一部の証拠が妥当ではないこと。例えば、公証書又は公証過程には瑕疵があるため、案件の事実認定の基礎となるべきではない場合、製造、販売、販売の申し出などに関する事実認定に誤りがあること、賠償額又は合理的な費用支出の計算に誤りがあることなど。上記の上訴理由は証拠にサポートされていない事が多いため、二審法院の認可及び支持を得られることが難しい。

5. 賠償額分析

これらの案件において、権利者が訴状にて請求しようとする賠償額は大体50万元以下であり、10万元～30万元が一番多く、100万元以上の案件は、極めて少ない。中には、松下電器 vs 珠海金稻電器の意匠専利権侵害案件のように、被疑侵害製品のネット販売数及び製品の利益に基づき320万元の賠償額を算出した例もある。但し、権利者は被疑侵害製品の販売量、或いは被疑侵害者の行為によってもたらされた損失を十分に証明できる証拠を挙げないと、法院の支持を得られにくい。図3は、権利者が請求した賠償額と法院に命じられた賠償額を示している。

権利侵害訴訟において、請求した賠償額に対する命

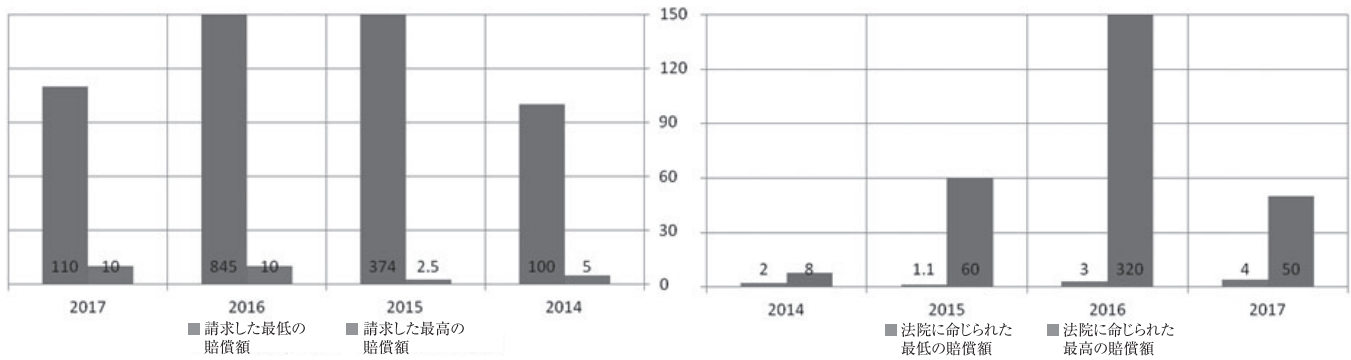


図4 権利者が請求した賠償額と法院に命じられた賠償額 (単位：万元)

じられた賠償額の比率を賠償率と定義して、これらの案件の賠償率を算出した。図4に示すように、大部分の案件場合、法院に命じられた賠償額は、権利者が請求した賠償額の二分の一以下であり、最も多いのは、四分の一以下である。それに対して、権利者は、その請求した賠償額を支持できる十分な証拠を提供できれば、法院に認められやすい。

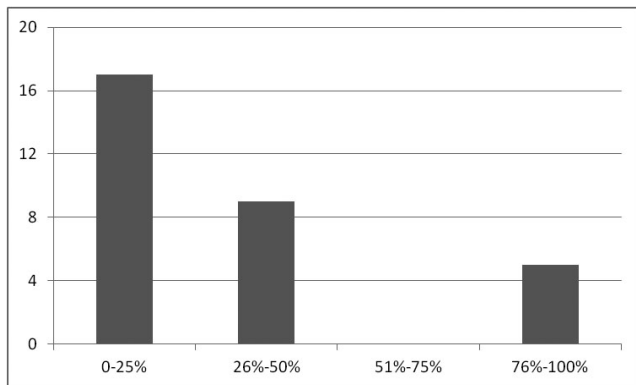


図5 賠償率

賠償率が低い案件において、権利者が複数件の意匠専利権を利用し、被疑侵害者の同一製品又は同一種類の製品に対して複数件の訴訟を提起した案件がある。人民法院はこのような訴訟を審理する時に、各案件に対して比較的低い賠償額の判決を下す可能性が高い。

賠償率が高い案件において、和解(又は調解)後に、被疑侵害者が和解(又は調解)協議に反したため、権利者が再び訴訟を提起して和解(又は調解)協議に定められた賠償金を求め、人民法院に支持された案件は数件あった。

6. まとめ

これらの訴訟案件を分析することによって、以下のように、勝訴及び高賠償額を得るための経験をまとめる。

(1) 意匠専利権侵害案件において、外国企業の勝訴率が高い

全体から見ると、意匠専利権侵害案件(一審、二審を含む)において、外国企業の勝訴率が高い。権利者の訴訟請求は、製造、販売、販売の申し出の差し止め、権利侵害製品及び侵害製品を製造するための金型の廃棄であるが、侵害行為の差し止めは、通常、人民法院に支持されやすい。

(2) 賠償額が低い主な理由は、証拠問題である

上述の案件において、求めた賠償金は、主に、侵害製品によってもたらされた経済損失と、権利者が調査、差し止めのために支出した合理的な費用という二つの部分に分けられている。賠償額の計算は、充実した証拠にサポートされなければならない。例えば、ネットで被疑侵害製品が販売された場合、ネット上で掲示された販売量に基づいて算出できる。また、合理的な費用は、弁護士費用、公証費用、サンプルの購買費用、交通費及び宿泊費など(インボイスなどの証拠が必要)を含んでいる。賠償金の計算を支持できる証拠がなければ、人民法院は、通常、状況に応じて比較的に低い賠償額を命じる。

侵害行為を証明できる証拠として、例えば、被疑侵害者のホームページ、ネット店舗の製品展示、製品マニュアル又は宣伝資料、展示会で取った写真、購入したサンプル、購買過程の録音録画などがある。これらの証拠の真実性、関連性を保証しなければならない。

(3) 訴訟に係る意匠専利権の安定性及び被疑侵害製品の侵害可能性

意匠専利権が無効にされ、或いは、被疑侵害製品が不侵害であるため、敗訴するリスクを避けるために、訴訟を提起する前に、意匠専利権の安定性及び被疑侵

害製品の侵害可能性を調査・分析することをお勧めする。

(4) 被疑侵害者の抗弁理由

被疑侵害者の主な抗弁理由として、例えば、被疑侵害製品は、訴訟に係る中国意匠権と同一又は類似していないことである。そして、被疑侵害者の上訴理由は、権利者が提出した証拠に異議があることなどが挙げられる。

そして、被疑侵害者が従来技術抗弁を主張する場合、当該従来技術の公開日、当該従来技術と被疑侵害製品と本件中国意匠権との相違点、被疑侵害製品は本件中国意匠権の保護範囲に入っているか否かを判定しなければならない。

また、被疑侵害者の一つの訴訟対応策として、規定の期間内に復審委員会へ本件中国意匠権の無効宣告を請求することがある。

(5) 調停の効力

法院調停とは、人民法官（即ち、裁判官）等の主宰の下に、双方当事者が民事上の権益紛争につき、自由意思により、平等に協議、互譲し、合意を成立させ、紛争を解決する訴訟活動であり、訴訟終了方式であ

る。但し、司法確認のない調停協議は、強制執行力がないため、一部の被疑侵害者は調停協議に反し、再び侵害が発生する可能性がある。従って、調停ではなく、判決によって、最終的に問題を解決するほうがよい。

総じていえば、現在、中国の意匠権に係る侵害訴訟において、外国企業の勝訴率は、比較的高い。但し、賠償額が全体的に低いという問題もあるので、合理的な賠償金を得るために、十分な証拠を提出しなければならない。

(注)

(1) 2016年の中国意匠権侵害案件は、10777件であるが、既済状態となったのは、10645件である。既済状態となった理由は、各地方の知識産権局が直接処理決定を下したこと、和解、或いは、権利者が案件を撤回することなどを含み、最終的に訴訟段階に入るのは、非常に低い比率を占めている。

ここで抽出された40件の意匠権侵害訴訟案件は、主に当該案件の判決書が裁判文書網などに公開され（現在、全ての判決書は公開されるわけではない）、且つ、省レベルの高級人民法院又は最高人民法院に審理された案件である。中には、同一権利者が類似する意匠権を用い、同一又は類似する製品に対して、複数件の訴訟を提起した場合、その中の一件を選定し、分析を行う。

(原稿受領 2018. 10. 16)